

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

### 長浜市規則第39号

#### 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第9条の10第2項第2号中「の規定による請求にあつては3歳に、同条」を「又は」に改める。

第15条第1項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「世話又は」を「世話をを行うこと、」に、「必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うこと」を「その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。